

令和 ● 年 ● 月 ● 日

船橋市長あて

申出をする者 (土地所有者)	住 所	船橋市湊町 2-10-25
	電話番号	047-436-●●●●
	氏 名	船橋 太郎

実印

完納確約書

生産緑地法第10条の規定に基づき下記生産緑地の買取り申出を行い、同法第12条第1項又は第2項の規定により買い取る旨の通知書の発送が行われた場合には、下記権利を消滅させるために、直ちに下記生産緑地に係る相続税額及び利子税額並びに延滞税額を完納することを確約します。

記

抵当権などの内容に合わせて
記入

買取り申出を行う土地所有者の氏名及び住所			
住 所	船橋市湊町 2-10-25		
氏 名	船橋 太郎、船橋 次郎、船橋 三郎、船橋 四郎		
買取り申出を行う生産緑地の所在及び地番・地目・地積			
所在及び地番	船橋市 ●●町 5丁目 111		
地 目	畑	地 積	9,000 m ²
※ 当該生産緑地に存する所有権以外の権利			
種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所	
抵当権	受付年月日：平成30年11月1日 受付番号：第●●号 原因：平成30年4月1日相続による相続税および利子税の平成30年10月1日設定 債権額：金●億円 債務者：船橋市湊町 2-10-25 船橋太郎	住所	船橋市東船橋 5-7-7
		氏名	財務省（船橋税務署）